

軽度外傷性脳損傷患者に係る診断基準の構築と労災認定基準の改正等を求める意見書

軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、交通事故や高所からの転落・転倒、スポーツ外傷などにより頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維が傷つくことにより、言語障害、記憶力・理解力の低下、手足の麻痺などの症状が現れる病気です。

MTBI患者は、世界保健機関（WHO）の報告によると、毎年約900万人発生していると推測されています。国内においての認知度は低く、この病気であることを知らずに症状に悩んでいる人も多く、また、児童が通学路での交通事故やスポーツ外傷などにより、MTBIを発症する可能性も低くありません。

よって、台東区議会は、国に対し、MTBI患者の現状を踏まえ適切な処置を講ずるよう、下記事項について強く要望いたします。

- 1 他覚的・体系的な神経学的検査方法を導入し、MTBIの適正な診断基準を構築すること。
- 2 労働者災害補償保険の認定基準を改正し、MTBIを障害（補償）年金の支給対象に含めること。また、労働者災害補償保険に未加入の場合にも、経済的支援策を講じること。
- 3 MTBIについては、転倒、スポーツ外傷など、日常生活においても発症する可能性があることを含め、広く国民への周知・啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年6月26日

台東区議会議長 和 泉 浩 司

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣 あて